

# 新型コロナウイルスに対する JET 日本語学校の対応指針(2)

(2020 年 2 月 26 日現在)

※この対応指針(2)は、2 月 19 日の対応指針に追加する形で策定しました。2 月 19 日の対応指針には変更はなく、そのまま有効です。ただし、情勢は刻々変化しているため、内容については今後変更することがあります。変更があり次第、当校 HP 等で発表いたします。

## 1. 授業時間等の変更

- 朝夕のラッシュ時の混雑を避けるため、2 月 27 日から 3 月 5 日までの期間、授業開始時刻を 9 時 45 分とします。(3 月 9 日～27 日の補習、特別授業についても同様に実施しますが、4 月の新学期からについては状況を見て判断します。)
- 午前中の 4 コマについては、1 コマを 45 分に短縮しておこないます。午後は従前どおり 50 分授業です。時間割は以下の通りです。
  - 1 限目 9:45～10:30
  - 2 限目 10:35～11:20
  - 3 限目 11:30～12:15
  - 4 限目 12:20～13:05
  - 5 限目 14:00～14:50
  - 6 限目 14:55～15:45
- 授業時間が短縮されても、コース修了に必要な授業時間数は確保できていますので、特に補講などは行いません。
- 教職員にも可能な限り時差通勤、在宅勤務を推奨しています。

## 2. 出欠の扱いについて

- 新型コロナウイルスによる感染症と診断されなくても、風邪などの症状が見られる場合は出席を停止させ、自宅で健康状態を観察します。
- 出席停止とした場合の出欠の扱いは「公欠」(出席扱い)とします。
- 帰国した場合は欠席扱いとなります。

## 3. 学費納付について

- 4 月期の学費納付期限を、新入生を含め全ての学生を対象に 3 月 16 日まで延期します。ただし、3 月 16 日以降に納付を希望する場合は、事前に申し出いただければ柔軟に対応します。
- すでに 4 月期の学費を納めた学生であっても、4 月からの入学・継続を取りやめる場合は、3 月 31 日までに

申し出ていただければ返金致します。

#### 4. 一時帰国による休学について

- 4月期の休学(一時帰国)を希望する場合は、3月16日までに休学届を出していただきます。
- 休学期間中の学費は特例措置として減免します。減免の計算は3か月単位で行います。(5月または6月から復学する場合、減免措置はありません。7月に復学する場合は4月～6月分の学費を返金します。)
- 4月新入生も、遅れて入学する場合は、学費の減免は同様に3か月単位で行います。
  - ※ 4月～6月の授業料：201,000円
  - 7月～9月の授業料：134,000円(8月の2週間の会話コースは含まない。)
- ただし、在留資格認定証明書(COE)の交付から3か月以内(進学2年コースと日本語1年コースの場合5月20日)に上陸しなければなりません。したがって、4月から5月まで休学し、6月以降の入学を希望する場合は、10月期からのCOE交付申請を行ったうえで、6月からは短期滞在ビザで入国していただくことになります。

#### 5. 卒業式について

- 3月6日の卒業式は予定通り実施します。ただし時間を短縮するなど、感染防止のために最大限の配慮を行います。
- 卒業式の前後には、例年クラス単位で学生がパーティーを開いていますが、今年は禁止します。また少人数であっても、繁華街で集まることは自粛するように指導しています。

#### 6. 10月生の出願期間について

- 10月生の出願期間は締め切りを5月15日としていましたが、6月1日に延期します。

以上